

奈良県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
橋本クリニック	橿原市八木町一丁目七の三〇	平成二十八年五月三十一日
ますだクリニック	吉野郡吉野町大字上市六七番地	平成二十九年二月二十二日
吉田歯科医院	橿原市東坊城町五二六	令和三年一月五日
医療法人カワサキ内科	大和郡山市今国府町三八五―一	令和三年一月十三日
池田眼科医院	大和高田市南本町二番八号	令和三年一月三十一日
さくら歯科	磯城郡田原本町二〇〇	令和三年一月三十一日